小学校入学準備金制度のお知らせ

大東市教育委員会

この制度は、経済的な理由でお子さんの就学を妨げることのないよう、大東市立小学校に入学予定のお子さんの入学準備に必要な経費の一部を援助するものです。

※申請の受付期間は、令和９年１月１８日（月）～１月２９日（金）です。

１　援助を受けられる方

令和２年４月２日～令和３年４月１日生まれの、令和９年度に大東市立小学校に入学されるお子さんがいる保護者のうち、次の①から③のいずれかの要件を満たす方。

① 令和８年度または令和７年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限る）

② 申請日時点で児童扶養手当法第４条に基づく児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限る）

③ 令和７年中の世帯全員の所得合計額が、認定基準額（下記の「２　認定基準額」参照）以下の方（令和７年中の所得の有無にかかわらず、所得税か住民税の申告を済ませておいてください）

※ 特別な事情（世帯員の「不慮の事故、長期療養、災害、勤務先の倒産等」）により生活が著しく悪くなった方は別途ご相談・審査いたします。なお、申請時に記載がない事項は、考慮できません。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯は、交付されておられる方１名につき７５万円を所得から控除して審査いたします。

２　認定基準額（所得金額 ）

世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額	世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額
２人	２，２６２，０００円以下	７人	４，２２２，０００円以下
３人	２，４９９，０００円以下	８人	４，６４６，０００円以下
４人	２，９２８，０００円以下	９人	５，０７０，０００円以下
５人	３，３１２，０００円以下	１０人	５，４９３，０００円以下
６人	３，８１２，０００円以下	１１人	５，９１７，０００円以下

世帯員に給与収入者がいる場合は、その人数に応じて１人当たり１０万円(※)を認定基準額に加算。
※給与所得控除後の金額が１０万円に満たない方については、給与所得控除後の金額に相当する金額を加算。

３　援助費目・金額

小学校入学準備金

令和８年度就学援助（小学校入学準備金）費支給額（予定）

小学校	対象	就学予定者（新１学年）
	金額	６４，３００円

※支給金額は予定額であり、変更となる場合があります。

※令和９年１月２９日までに就学する大東市立小学校へ「就学届」を提出していない方は受給することはできません。

4　申請期間及び申請方法

※どの申請方法でも受付期間は令和９年１月１８日（月）～１月２９日（金）です

＜電子申請での手続き＞

申請期間	令和９年１月１８日（月）～１月２９日（金）
申請方法	下記「大東市電子申請システム」の QR コードを読み取り、必要事項を入力して申請。 ※電子申請システムを利用するには事前に利用者登録が必要です。 大東市電子申請システム　　利用者登録の方法
備考	メールでの申請は受付しておりません。

＜窓口での手続き＞

申請期間	日時：令和９年１月１８日（月）～１月２９日（金）＜土・日は除く＞ 時間：午前９時～午後５時３０分
申請場所	学校管理課（大東市立市民会館５階）
申請方法	受給申請書に必要事項を記入し、下記の持ち物を持参のうえ、保護者様が直接ご申請ください。 ※申請書は、HP からのダウンロードまたは学校管理課窓口にも設置しております。
持ち物	１．預金通帳またはキャッシュカード（振込を希望する保護者名義の口座に限ります） ２．児童扶養手当証書（該当者のみ）※児童手当とは異なります。 ３．身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ）

＜郵送での手続き＞

申請期間	令和９年１月１８日（月）～１月２９日（金）　※１月２９日（金）消印有効
申請方法	受給申請書（ＨＰよりダウンロード可）に必要書類を添付して郵送。 ※簡易書留や特定記録郵便等、郵送の記録が残るものに限ります。 ※郵便の遅延や不着等の責任は負えません。
宛先	〒５７４－００７６　大東市曙町４番６号 大東市教育委員会　学校管理課　小学校入学準備金担当あて
添付書類	①保護者名義の預貯金通帳またはキャッシュカードのコピー（名義人、口座番号がわかる部分） ②児童扶養手当証書のコピー（該当者のみ）※児童手当とは異なります。 ④ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー（該当者のみ）

両面に印刷されています

5　認定・否認定について

３月中旬に郵送にて通知します。

6　支給日・支給方法

支給日は３月下旬を予定しています。

※振り込み先は保護者口座に限ります。学校長の口座には振り込みません。

7　その他

大東市立小中学校に在籍するご兄弟が、令和８年度就学援助の認定を受けている場合も、新１年生につき小学校入学準備金の受給を希望される方は申請が必要です。

また、小学校入学準備金の支給を受けた場合であっても、その他の費目の就学援助を受けるためには、小学校入学後の５月に別途、就学援助申請が必要になりますので、ご注意ください。

※その他の費目とは、新入学学用品費、学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費、林間臨海学習費、校外活動費です。これらについては、令和９年５月中旬から５月末日にかけて申請の受付を予定しています。申請受付の詳しい内容や認定基準額、申請に必要なものは、４月下旬～５月初旬に学校からお子さんを通じてお知らせを配布しますので必ずご覧ください。

※国立、都道府県立、私立及び大東市立小学校以外の市町村立小学校に就学される方、他の市町村で同じ趣旨の援助を受けられた方は受給できません（振込みを受けた場合は返還いただきます)。

＜お問い合わせ先＞

〒５７４－００７６　大東市曙町４番６号

大東市教育委員会　学校管理課　小学校入学準備金担当

電話：０７２－８７０－９６４２（直通）